

ゲームセンターを営まれる方へ

平成27年6月24日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び関連法令並びに施行条例が改正され、平成28年6月23日付で施行されます。改正の要点は次のとおりです。

記

○ ゲームセンターへの16歳未満の者の立ちらせ制限の緩和

旧法では、午後10時から翌日の日出時までの間にゲームセンターに18歳未満の者を客として立ちらせることが禁止されていましたが、新法では「日出時」を「午前6時」に改めました。

さらに、滋賀県風俗適正化施行条例（以下「施行条例」と言う。）では16歳に満たない者を午後6時以降に客として立ちらせすることを禁止していましたが、これについて、事業者団体からの要望や社会情勢等を踏まえ、施行条例の改正を行い、単に年齢と時間を定めて年少者の立ちらせを禁止することに代えて、保護者（親権者、未成年後見人その他の者が当該年少者を現に監護するものをいう。）が同伴する16歳未満の者を午後6時以後午後10時前の時間において営業所に客として立ちらせられる場合は、施行条例により遵守事項として定められた立ちらせてはならない時間であっても、16歳未満の者の立ちらせを認めることとなりました。

ただし、午後10時以降にあっては、保護者が同伴した場合でも18歳未満の者を客として立ちらせられることは禁止されます。

18歳未満の者	→	午後10時から翌日午前6時までの間 ☆ 客として立ちらせられることは禁止！ （新法第22条第1項第5号） ☆ 客に接する業務に従事させることは禁止！ （新法第22条第1項第4号）
16歳未満の者	→	午後6時以後午後10時前の時間 ☆ 客として立ちらせてはならない！ <u>ただし、保護者が同伴する場合は、この限りでない。</u> （新施行条例第7条第3項）

参考	○ 禁止行為	罰則有り	法律	18歳→午後10時
	○ 遵守事項	罰則無し	条例	16歳→午後6時

午後6時～午後10時
16歳未満は保護者同伴!



図解(概要)

